

新型コロナウイルス感染症
第87回 危機管理対策本部 会議次第

令和4年10月18日

1 開 会

2 議 題

- (1) オミクロン BA.4/5 株対応ワクチンの供給開始等に伴う年内の接種体制について
- (2) 乳幼児への新型コロナワクチン接種の開始について

3 閉 会

オミクロン BA.4/5 株対応ワクチンの供給開始等に伴う
年内の接種体制について

1 要 旨

北区では、新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した2価ワクチンを使用した追加接種を、10月より開始したところである。

現在使用しているオミクロン BA.1 株対応のワクチン（以下「BA.1 対応型ワクチン」という。）に加えて、オミクロン BA.4/5 株対応のワクチン（以下「BA.4/5 対応型ワクチン」という。）の供給が開始されたことに伴い、11月以降の接種体制について見直しを図ることとしたい。

2 BA.4/5 対応型ワクチンについて

- 10月5日に薬事承認されたファイザー社製 BA.4/5 対応型ワクチン。なお、現在モデルナ社が同様に BA.4/5 対応型ワクチンを承認申請中。
- 対象者、接種間隔や接種方法は BA.1 対応型ワクチンと変わらない。
- BA.1 対応型ワクチンと同様、現在流行しているオミクロン株 BA.5 を含む変異株に対して、幅広い予防効果が期待できるとされている。

【BA.1 対応型ワクチンと BA.4/5 対応型ワクチン】

現時点の知見を踏まえた専門家による検討によると、

- 免疫を刺激する性質を比較した場合、従来株とオミクロン株との差と比較すると、オミクロン株の中での種類（BA.1 と BA.4/5）の差は大きくないことが示唆されている。
- オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株の種類（BA.1 と BA.4/5）に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、現在の流行状況では従来型ワクチンを上回る効果があること、オミクロン株と従来株の2種類の成分が含まれることで、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いことが期待されている。

これらを踏まえ、厚労省からは、

- BA.4/5 対応型の使用開始後も、BA.1 対応型を廃棄して BA.4/5 対応型ワクチンに切り替えるといった対応は行わず、BA.1 対応型を含め、接種可能なワクチンを使用して、速やかに接種を進めること。
 - 各自治体には、BA.1対応型とBA.4/5対応型の2つを合わせて対象者の接種に必要な量を配分する予定であること。
- との事務連絡が発出されている。

3 接種間隔の短縮について

オミクロン株対応ワクチン接種を実施する際の接種間隔については、現時点では5か月以上としているものの、海外の科学的知見等を踏まえて、接種間隔を短縮する方向性で検討がされていたところである。

この点については、10月19日開催の薬事・食品衛生審議会において議論が行われる予定となっている。

接種間隔が短縮となった場合、今後の接種券（3回目接種以降 ※小児接種を除く）については、最後の接種から定められた接種間隔を経過する方へ順次発送を行う。については、8月末までに4回目接種を終えた方（主に60歳以上）に、5回目接種券を10月27日（木）頃に発送する予定である。

4 年内の接種体制について

現時点において、BA.1 対応型に加えて BA.4/5 対応型の供給が開始された、ファイザー社製オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を中心とした接種体制を構築する。

○11月1日以降、高齢者への5回目接種券発送に合わせ、区内医療機関で取り扱うファイザー社製のオミクロン株対応ワクチンを BA.1 対応型から BA.4/5 対応型へと切り替える。

○11月1日以降、東京北医療センターで取り扱うオミクロン株対応ワクチンをモデルナ社製からファイザー社製へと変更する。

○東京北医療センターで現在毎週月曜日に実施しているノババックスワクチンによる接種は10月までとする。なお、以降は接種希望の問い合わせに応じて接種医療機関の調整を行う予定である。

◆オミクロン株対応ワクチンの取り扱い（11月以降）

ファイザー社製 （BA.4/5 対応型）	東京北医療センター（変更）、花と森の東京病院、サテライト型接種施設（診療所・クリニック）
モデルナ社製 （BA.1 対応型）	明理会中央総合病院、基本型接種施設（8病院）

※ファイザー社製は12歳以上、モデルナ社製は18歳以上が対象。

※今後、モデルナ社製の BA.4/5 対応型ワクチンが薬事承認され、自治体への供給が開始された場合には、モデルナ社製 BA.1 対応型ワクチンからの順次切り替えを予定。

乳幼児への新型コロナワクチン接種の開始について

1 要 旨

生後6か月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）に対する新型コロナワクチン接種については、10月7日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承された。

については、接種の勧奨など国の考え方にに基づきつつ、希望する対象者に対しては、乳幼児の新型コロナワクチン接種を開始することとしたい。

2 乳幼児接種について

- 乳幼児の初回接種は、1回目の接種時において生後6か月以上4歳以下の者を対象に、3回の接種を行う。
- 2回目の接種は1回目の接種から原則3週間後（20日の間隔）、3回目の接種は2回目の接種から55日以上の間隔をおいて行う。
- 乳幼児接種には、は小児（5～11歳）に使用するワクチンとは異なる乳幼児用ワクチンを使用する。なお、初回接種完了までに5歳を迎えた場合は、1回目の接種時の年齢に基づいて判断することとし、引き続き乳幼児用ワクチンを用いることとする。

3 接種体制

小児接種と同様、東京北医療センター及びサテライト型接種施設（小児科クリニックなど約20か所）において実施する。

4 接種の開始時期

11月1日（火）以降（準備が整った医療機関から順次）

5 接種券の発送時期

11月中旬予定

※対象者（6か月～4歳）約1万2千人分の接種券を一斉に発送する。
ただし、一斉発送前に接種券の受取を希望する方については、10月24日より接種券の発行申請を受け付ける。